

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

避雷器交換及びアース追加業務

2 業務概要

本業務は、プラスチック選別センターの安定した稼働を確保することを目的とし、高圧受電構内柱に設置されている避雷器の交換及びアースの追加整備を行うものである。

3 履行期限

令和6年3月22日（金）

4 業務場所・検査場所

札幌市東区中沼町45番地11

中沼プラスチック選別センター

5 整備内容

(1) 整備内容は以下のとおりとする。

ア 避雷器交換

- ①避雷器のPASを開放
- ②避雷器交換

イ アース追加

- ①接地極間掘削
- ②ステップアースの打ち込み、リードキャップの装着
- ③試験測定（接地抵抗値が 10Ω 以下であることを確認すること）
- ④埋戻し

(2)規格及び数量

No.	品名	規格・寸法等	数量	備考
1	避雷器交換			
1-1	避雷器	定格電圧：8.4kV 動作開始電圧：13.9kv 以上 汚損区分：重耐塩用	3 台	
1-2	避雷器交換費		1 式	
2	アース追加			
2-1	ステップアース	28φ×1.3m 先端、継手	10 本	
2-2	リードキャップ	28φ×0.14m×IV14mm ² ×2.0m 付	2 本	
2-3	アース追加費	電極打ち込み、接続	1 式	
2-4	接地極間掘削費		1 式	
2-5	試験測定費		1 式	

6 担当課

環境局環境事業部施設管理課 管理係 和田

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13階)

電話：011-211-2922

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手届 1 部

(2) 業務責任者指定通知書 1 部

(3) 業務責任者経歴書 1 部

(4) 業務報告書 2 部

履行した内容及び試運転結果について、報告書としてまとめて提出すること。

(5) 業務記録写真 2 部

写真は履行前後を撮影すること。

(6) 業務完了届 1 部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

業務の実施時間帯は、設備が平日に稼働していることから、原則として土曜、日曜日の 8 時 30 分～17 時 00 分とする。上記時間帯を超過する場合は、施設管理者と協議すること。

(1) 業務履行期間中の他予定業務・工事は別途打ち合わせによる。

施設でのごみの受入時間、施設の運転時間に、その他作業時間に留意すること。

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理者と調整すること。

4 安全衛生管理

業務責任者は、業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

5 火気取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ担当課及び施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

6 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

7 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷または汚染が生じた場合は、速やかに施設管理者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

8 環境負荷の低減

- ・本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- ・施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、極力節約に努めること。
- ・本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- ・業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

9 その他

- ・履行の時期・場所等について、担当課と十分打ち合わせすること。
- ・詳細な業務内容については、契約後、事前に担当課及び施設管理者に確認すること。
- ・機器の機能を保全するため、必ず現地確認し、適切な資材を用いること。
- ・履行の際は、現地を確認のうえ関係法令・規則等に従い安全対策を行うこと。
- ・履行に伴い不要となる発生材は受託者が責任をもって処理すること。
- ・本仕様書に明記されていない事項については、担当課と協議により決定すること。